週刊
磐城之實業

毎週日曜日發行

發行兼編輯人　大和田與兵衛
印刷人　同所
發行所　磐城之實業社
電話五九九番

定價
一部金　五錢郵稅共
一年分　一圓廿錢
廣告料　一行三十錢
但場所指定時十錢

印刷所、大和田印刷所

本縣水産業の大勢

近來大いに面目を一新す

本縣沿海は三縣に跨り約三十五町に亙り水産業者戶數二千五百餘戶、漁獲者七千百餘人を擁し海岸線延長約四十里なり、概して北部及び中部沿海は沿岸漁業盛んなるに北部は小形の網具多く、中部は釣具多し、之に反し磯部沿海は巾着漁業盛んなり、ヲ漁港の數にして今後其の修築の完成と共に益々發展するものと期はる、本縣には河川沼多く如る內水面に産する時鮭、鰻等養殖業に俟ひ利用し得べんになり其他海に於ては鮫川浦に於ける海苔、螺の利用及び磯部沿海に於ける介類蒲鉾等ありて今後漸次の白覺に依り益々斯業の收益を增すべし而して水産業は昔時交通不便の爲め期て之が發展を促したることあり、然るに漸次交通機關の發達と共に漁場の拡張の餘地なきに至りて漁獲に於て激減を來したりしも之を昔時に比すれば其の技術大いに進み品價優良となり遠く販路を開拓して能利を一新せり、加ふる時好品の需用をも見るに至れるを以て將來益々文化の進展に順應して一層の發達を期すべし

一、鮪漁業

鮪は主として定置漁業により年々多少の變化を免れざるも本縣近海漁獲中の大宗たるを失はず、定置漁業は石城郡及び双葉郡にして大漁期は水深二十尋乃至三十尋の個所に建設され初夏乃至初秋の候鮪の群來多く一網四萬貫の獲の記錄あり、定置漁業に次ては延縄一本釣あり

二、カレイ及鮃漁業

鮃及び鮃は機船底曳網に漁獲さること少からざるも沿岸に於て漁獲せらる者も亦多く常に鮪に次ぐ重要漁獲物なりとす、之等沿岸に於ける漁獲は磯北に於ける鮃鰈網を除くの外は全部具とす、鮃鰈は冬季より春季に及び主として相馬郡の漁獲者が水深十尋以上三十五尋未滿に於て使用す

鮃具は曳釣及び底延縄釣あり曳釣は鮃を目的とし春季乃至秋季に福戶村、豊間村、久之浜町、磯部村、四倉町、大野村、小名浜町等に於ける漁獲は磯北に於ける鮃鰈網を除くの外は全部具とす、鮃鰈は冬季より春季に及び主として相馬郡の漁獲者が水深十尋以上三十五尋未滿に於て使用す

鮃具は曳釣及び底延縄釣あり曳釣は鮃を目的とし春季乃至秋季に福戶村、豊間村、久之浜町、磯部村、四倉町、大野村、小名浜町等に於ける漁獲は磯北に於ける鮃鰈網を除くの外は全部具とす、鮃鰈は冬季より春季に及び主として相馬郡の漁獲者が水深十尋以上三十五尋未滿に於て使用す

昭和二年よりは揚繰網漁業行はれ現在三一統あり、小名浜町、四倉町最も盛んなり、漁獲物は大半鹽乾及び鹽他の食料品販賣に肥料搬出となし鹽他各地に於て鰯漁網及び地曳網等を使用するも其の漁獲は漸次減少するが如し、思ふに本漁業中揚繰網は能率最も大なるものを以て漁の利用に伴ひ需要增加と共に各地に勃興せんとする傾向あり、而して次第に盛衰性をつゝあり

四、鮪漁業

鮪漁業は鮪漁及び曳網の二あり、鮪漁は中村町、磯部村、久之浜町、新地村等にして北部沿岸に盛んなり、就中中村町、鹽釜の如きは盛期約六十隻の漁船出漁を見たることあり、曳網は豊間村、四倉村、大野村等にして各地に散在し其の時期は初秋の季節より冬季に亙り水深四十尋以遠に於て各種底魚に對して使用す、然れ共近年之が漁獲の減少をきたし主として機船底曳網み漁業により漁獲せらるゝもの多きに至れり

（つゞく）

困

江尻生

◎困苦の文字は一字を以て人間を苦しめ人間の涙を絞ぼるに足るまして二字を重ね塊いに臨むなく、

◎困苦の文字は一字を以て人間を苦しめ人間の涙を絞ぼるに足るまして二字を重ね塊いに臨むなく、

寂なく追らるゝ時は寂寞の涙で濟ます血の涙を絞ぼらるゝ事もあるその最も酷烈に傷ましたるはその血の涙さへ封じられて流くにも流かれぬ場合もある

◎されど世間の困苦は困窮すべき事より困難するに非ずして困窮すべからざる事に困窮するものが多い憂らざる借金の返濟に困るもの、ならざる賣掛の後始末に困るもの、ならざる人の世話を焼き過ぎて困るもの、餘儀なき喰入百の記憶を今まに困るもの、よけいな事に手を出して今更引くに引かれずで困るもの其他いづれも人事百般の上に自覺自覺の困るがあげて數ふべからず又數ふるも盡なき事である、元來これは何れも困苦すべからざるに困苦するものである

◎これに反して近來の貧乏神の足がなかなか早く去いでもなく追ひ付かれずこれで困苦するもの、力の足らざるにあらず時に利あらずして耶蘇の隙跡軍隊に困るもの、志は極めて健全なるも好機これに伴はずして困るもの、不可抗力の天災に遭ふて物の破壞消滅に困るもの、その他いづれも餘儀なくして向むを得ざるに困るもの、又學げて數ふべからず事とも元來これ等は困苦すべき正當の理由に困窮するもの、餘儀なき事と入らざる事に出過ぎて困る者よりは寧ろ同情すべし

◎されど同情すべきのみお銀の場なれど或場合或事情に限られたる以外世人その困窮を無條件にて受けて與れるものである、いかに困窮の深き世の中でも他人の困窮ばかりは貰ひ手がない

移居錄

吉岡獨歩

朝夕に見つゝ馴れにし二箇の山に背きて我は移り來ぬ』

大隱に我あらずとも小川なる鄕土を離れて街に住むかな』

一ど度はこゝに死なんと願ひつる

小川の鄕土を拾つる悲しも』

十九の年苦を育みし懷かしの小川の山河よ美しの山河よ』

憂き事も樂き事もはさはに小川に過ぎし十九の年かも』

和歌

在平　吉岡獨歩

平第三小學校所見

新入學の兒に付そいて朝まだき

學校に急ぐ春の街裏』

放たれし鳥の心に似たるかも

教室出で、廊下踏む兒等』

兒等出でし教室はただ森閑さ

風の跡に似たる寂しさ』

生徒等と手を組み走る女教員

頓狂しげなる健康美かも』

教室の曇り硝子を透き見ゆる

春のよき日は校庭に滿つ』

校庭の麥來種に憐りたる

フレームの中に咲ける草花』

放外にて

屠場をば垣間見すれば四五頭の

馬は無心に繫がれて居り』

惡らるゝと知るや知らずや

繫がる、

屠場の馬の靜なるかも』

そのかみの榮華も今は夢なれや

うらぶれ果てし町の遊廓』

大方は腐れし中の一二軒

燒跡の庭木ごゝぞ枯れし中に

紫陽花の木の芽ばるが見ゆ』

畠中に取殘されし葱坊主

一間ほどの列をなしたる』

選擧種々相

擧國一致選擧肅正

秋風や皇天皇土隅もなく』

國民覺醒の好機會

覺醒の天言なるべし秋の聲』

神前から選擧場へ

肅正の秋や選擧も神掛けて』

候補者は識見ある人格者を

歪みなき坐り選ばん種瓢』

選擧ブロカーの恐威

遂花火すはやと雀騒みたる』

選擧違反ありこせば

かゝりたる鼠落しや夜半の秋

絶對に棄權を防止せん

猪垣や村は男の總動員』

選擧肅正數へ歌

一つとや　人々互に警しめて

警しめて　選擧の肅正

謀りませう

二つとや　二つと世界に無い

國も無い國も　選擧の

腐敗は國の恥　腐敗の恥

三つとや　民心深く蝕ばんだ

蝕ばんだ　選擧の積弊

締めませう　締めませう

四つとや　輿論を重んじ參政

權參政權　尊重しませ

う護ませう護ませう

五つとや　いつの間にやら穢

れた穢れた　選擧を神

聖に還しませう還し

ませう

六つとや　六ケ敷いとは思ひ

ども思ひども　讀んで

遂きませう選擧法選

擧法

七つとや　泣き落しする戰術

や戰術や　弁み倒しは

唾棄しませう唾棄し

ませう

八つとや　矢鱈に一票投ぜす

に投ぜすに適材適處に

選みませう選みませう

九つとや　個人の利益に眼が

眩み眼が眩み　棄權す

るのは非國民非國民

十とや　どこでも此處でも

肅正し肅正し　選擧の

模範作りませう作り

ませう

賭博遊戯心得

（其ノ一　政府関係官吏ニ對スル分）

一、政府ノ各部局官吏ニ於テ職務上ノ名義ヲ以テ賭博ヲ開催シ又ハ之ニ參與シタル場合ニ於テハ一切之ヲ没收シ其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

二、賭博罪ニ関シ検挙ノ際ハ犯人ノ取扱ハ一般ニ之ヲ公平ニ処置スルコト

（其ノ二　警察官吏ニ對スル分）

一、賭博ヲ為シ又ハ賭博場ヲ開設シ若シクハ賭博ヲ為サシメタル者ハ勿論賭博ニ關係ヲ有スル者ニ対シテハ厳重ニ取締ヲ為シ其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト（法令ニ違反シタル者ニ対シテハ勿論懲戒処分ニ付スルコトハ勿論ナリ）

1、賭博場ヲ設ケ又ハ賭博ヲ為シタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

2、所轄警察官ニ於テ賭博場ヲ発見シタル場合ニハ其ノ場所ニ居合ハセタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

三、口頭ヲ以テスルモノ賭博ニ関シ其ノ情報ヲ利用シテ賭博ヲ為シ又ハ賭博場ニ出入スルコト

四、各自ノ知人ニ対シ賭博ヲ勧誘シ又ハ賭博場ニ誘引スルコト

五、賭博場ヲ開設シ又ハ賭博ヲ為シタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

1、賭博場ヲ開設シ又ハ賭博ヲ為シタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

2、各自ノ知人ニ対シ賭博ヲ勧誘シ又ハ賭博場ニ誘引スルコト

3、賭博場ヲ開設シ又ハ賭博ヲ為シタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

4、賭博場ヲ開設シ又ハ賭博ヲ為シタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

5、各自ノ知人ニ対シ賭博ヲ勧誘シ又ハ賭博場ニ誘引スルコト

6、賭博場ヲ開設シ又ハ賭博ヲ為シタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

六、賭博罪ニ関シ力ヲ注ギ賭博ヲ為シ又ハ賭博場ニ出入スル者ニ対シテハ厳重ニ取締ヲ為シ其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

1、賭博場ヲ開設シ又ハ賭博ヲ為シタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

2、賭博場ヲ開設シ又ハ賭博ヲ為シタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト（情状ニ依リテハ刑事処分ニ付スルコトハ勿論ナリ）

3、賭博場ニ出入シ賭博ヲ為シタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

（其ノ三　遊戯場並遊技場ニ對スル分）

一、賭博ヲ為シ又ハ賭博場ヲ開設シ賭博ヲ勧誘シ其ノ他賭博ニ関係ヲ有スル者ニ対シテハ厳重ニ取締ヲ為シ其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

二、賭博罪ニ関シ検挙ノ際ハ犯人ノ取扱ハ一般ニ之ヲ公平ニ処置スルコト

（其ノ一　政府関係官吏ニ對スル分）

一、政府ノ各部局官吏ニ於テ職務上ノ名義ヲ以テ賭博ヲ開催シ又ハ之ニ參與シタル場合ニ於テハ一切之ヲ没收シ其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

二、賭博罪ニ関シ検挙ノ際ハ犯人ノ取扱ハ一般ニ公平ニ処置スルコト

（其ノ二　警察官吏ニ對スル分）

一、賭博ヲ為シ又ハ賭博場ヲ開設シ賭博ヲ勧誘シ其ノ他賭博ニ関係ヲ有スル者ニ対シテハ厳重ニ取締ヲ為シ其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト（法令ニ違反シタル者ニ対シテハ勿論懲戒処分ニ付スルコトハ勿論ナリ）

1、賭博場ヲ開設シ又ハ賭博ヲ為シタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

2、所轄警察官ニ於テ賭博場ヲ発見シタル場合ニハ其ノ場所ニ居合ハセタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

三、口頭ヲ以テスルモノ賭博ニ関シ其ノ情報ヲ利用シテ賭博ヲ為シ又ハ賭博場ニ出入スル者ニ対シテハ厳重ニ取締ヲ為シ其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

四、各自ノ知人ニ対シ賭博ヲ勧誘シ又ハ賭博場ニ誘引スルコト

五、賭博ヲ為シ又ハ賭博場ヲ開設シタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

1、賭博場ヲ開設シ又ハ賭博ヲ為シタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト（之ニ関シ法令ニ違反シタル者ニ対シテハ勿論懲戒処分ニ付スルコトハ勿論ナリ）

2、各自ノ知人ニ対シ賭博ヲ勧誘シ又ハ賭博場ニ誘引スルコト

3、賭博場ヲ開設シ又ハ賭博ヲ為シタル者（女性ニ限ル）ヲ特ニ厳重ニ取締ヲ為スコト

4、賭博場ヲ開設シ又ハ賭博ヲ為シタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

5、各自ノ知人ニ対シ賭博ヲ勧誘シ又ハ賭博場ニ誘引スルコト

6、賭博場ヲ開設シ又ハ賭博ヲ為シタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

六、賭博罪ニ関シ力ヲ注ギ賭博ヲ為シ又ハ賭博場ニ出入スル者ニ対シテハ厳重ニ取締ヲ為シ其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

1、賭博場ヲ開設シ又ハ賭博ヲ為シタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

2、所轄警察官ニ於テ賭博場ヲ発見シタル場合ニハ其ノ場所ニ居合ハセタル者ハ勿論其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

三、口頭ヲ以テスルモノ賭博ニ関シ其ノ情報ヲ利用シテ賭博ヲ為シ又ハ賭博場ニ出入スル者ニ対シテハ厳重ニ取締ヲ為シ其ノ情状ニ依リ懲戒処分ニ付スルコト

四、各自ノ知人ニ対シ賭博ヲ勧誘シ又ハ賭博場ニ誘引スルコト

五、賭博ヲ為シ又ハ賭博場ヲ開設シタル者ハ勿論

（ハ）演說會場內見易キ箇所ニ既ニ出演シタル者ノ氏名ヲ明示スルコト
（ニ）既ニ出演シタル者ノ數カ制限ニ達シタルトキハ直ニ演說會ヲ閉ツルコト
（ホ）演說中ニハ殿ニ犯罪時ニ選擧犯罪ニ亘ル虞アル言辭ヲ述ヘサルコト
（ヘ）選擧演說會場ハ路傍ニ面シ間口廣キモ奥行淺キ爲半屋外集會ノ狀態ニ陷ル場所ヲ使用スルトキハ事故ヲ惹起シ易キニ付此ノ種會場ヲ用セサルコト
（ト）服擧ニ關スル演說會ハ選擧ノ前日限リ打切ルコト
六文書圖畫
（イ）文書圖畫ニハ必ス責任者ノ氏名及住所ヲ記載スルコト
（ロ）演說會ノ狀態ニ依リ警察ノ立候補者ノ依賴、ホ發政黨ノ廣告又ハ推薦廣告ヲ爲サヽルコト　但シ演說會告知廣告ハ差支ナシ
（ハ）演說會告知ノ爲ニスルビラノ外ハ必ス郵便ヲ以テ差出スコト（信書ト雖モ必ス郵便ニ依ラ要ス）
（ニ）立札、看板ノ類及演說會告知ノ爲ニスルポスターノ外ハ文書圖畫ノ貼付又ハ掲示ヲ爲サヽルコト
（ホ）選擧當日ハ投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三百二十七米（約三町）以內ノ區域ニ於テハ一切文書圖畫ノ頒布、貼付又ハ掲示ヲ爲サヽルコト
新聞紙ガ新聞配達ハ依リ購讀者ニ配布セラレタル文書圖畫カ郵便ニ依リ配達サレルコトハ差支ナシ
尙從前右區域ニ貼付又ハ掲示セラレ居タル文書ハ必ス選擧日ノ前日迄ニ當該責任者ニ於テ之ヲ除去シ置クコト
（ヘ）飛行機上カラ文書ヲ撒布シタリ又ハ氣球廣告等ヲ爲サヽルコト
（ト）選擧運動ノタメ使用スル文書圖畫ヲ作製シタルトキハ其ノ費物三部ヲ所轄警察署ニ提出スルコト
（チ）演說會ノタメ掲示又ハ貼付シタル看板、張札ノ類ハ演說會終了後速ニ撤去スルコト
（リ）他人ノ土地又ハ工作物ニ貼付シ又ハ掲示スル場合ハ必ス承諾ヲ得ルコト此ノ場合ハ戶別訪問等ニ亘ラサルヤウ書面ヲ以テ諾否ヲ問合スコト
（ヌ）演說會告知ノ爲ニスルビラハ左ノ制限ニ從フコト
一二度綱又ハ二色以下ノモノニ限ル
二長サ三十一糎（約一尺）幅二十二糎（約七寸）以內ノモノニ限ル
（ル）演說會告知ノ爲メニスルポスターハ左ノ制限ニ從フコト
一二度綱又ハ二色以下ノモノニ限ル
二長九十四糎（約三尺一寸）幅六十四糎（約二尺一寸）以內ノモノニ限ル
三演說會一箇所ニ付三十枚ニ限ル
四設殿當場ノ制限ハ前掲ビラニ同シ
五使用前提メ當該演說會場所在地所轄警察署ノ檢印ヲ受クルコト
（ヲ）立札看板ノ類
一白色ニ黑色ヲ用ヒタルモノニ限ル
二議員候補者及其黨派別ノ外ニ記載セザルコト
三四十五箇以內ニ限ル且選擧事務所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ百九米（約一町）以內ノ區域ニ於テハ通ツテ二箇以內ニ限ル
四使用前豫メ選擧事務長ノ屆出アリタル警察署ノ檢印ヲ受クルコト
七選擧期日後ニ於テ選擧人ニ對シ左ノ如キ挨拶行爲ヲ爲サヽルコト
（イ）戶別訪問若ハ個々面接又ハ電話ニ依ル通話
（ロ）文書圖畫ノ頒布又ハ掲示（肉筆ヲ以テ自ラ認メタル書ハ差支ナシ）
（ハ）新聞紙又ハ雜誌ノ利用
（ニ）當選祝い會其ノ他ノ集合
（ホ）勞務ヲ張ルノ行爲

勞務者賃銀

勞務者ノ賃金ハ一日一人ニ付キ一圓五十錢以內一食ニ付キ五十錢以內ナリ

石城某派幹部の心裏

情波慾浪に前後を顧みず

來春總選擧に問題は必ず再燃す

愈々地方選擧　那邊まで浦正出來るか

揉みに揉んだ石城某派の公認問題は遂に撥ねられたカンガル式に子分を抱へての戰術に明瞭さを缺き一大曖昧をのこしたことは蹴る費ぬとする處である、然も平穩の論議に終始したるは某氏一人あるのみで二三幹部の放恣なる行動に至つては必ずや何物か潜いらることであらう

◇

過般來鳴り物入りで六十七萬圓の巨費を投じ仰々に宣傳し通つた選擧肅正の結果が果して如何であらうかは、所謂人の半前味噌にもよることなく來月二十一、二日より來月五日迄までに漸次行はれる二十有七の各府縣會議員選擧の當落上にありありと現れる、現在の悲等當選は民政黨が遙に多い、夫れも其の當落は明瞭大抵の總選挙民政黨內閣の下に行はれたからである

◇

選擧には買收も利く、演說その他の運動も利く、戶別訪問も利く、政綱も利く、然し何と云つても一番効能多きは政府筋の干渉である、夫れも必ずしも警治二十五年の松方內閣で品川內務大臣の行つたやうな誠劍乃至をしも行使せしめ選擧の公然たる干渉には及ばない、中立的、消極的干渉あるは四十餘年の總選挙で歷代の政府が曾々破棄した所である、我は政黨に支援を有せぬ中間官僚內閣だと云つて涼しい顏して爲し得る手加減は幾らでもある

◇

昨今の現在で民政黨の絕對多數な府縣は十九ある、左に對して政友會の絕對多數なるのは十四府縣である、民政派の比例的多數は六縣で政友の比例的多數な府縣は四つに過ぎぬ、而して政民兩黨の伯仲し居るのは僅に三縣にして政民兩黨の絕對多數なのは廣い天下に唯一つ鹿本縣がある、然し左樣な場合は一向當になるものでない

◇

要するに過般來の選擧肅正運動が効果があるか、何れの方面に如何なる反作用へ例へば政黨增の如きが起こるかは吾等今次の府縣會議員の選擧の結果を見てから之を判斷するの外は無い

立候補を辭退せる

田子氏の襟度に大衆の同情

選擧の如く一向直線、關關自在、曖昧の爲めに滿四ケ年を費やしたことは必ずや何物か潜いらることであらう

選擧の如く一向直線、關關自在、曖昧の爲めに滿四ケ年を費やしたことは必ずや何物か潜いらることであらう

今回の縣議選に石城政友會より再び公然候補となりしを滿場一致の賛成地より推薦せることは將來の大を なすもので然も立憲政治の完美と紳士道の爲めに潔ぎを表ふ前號報告の通りは前號報告の通りは次號へ

小野候補の大奮闘

石城郡選出候補たる小野晋平氏は事務所を平町大町に開設し盛んに運動をなしつゝあり

ゴシップ

石城に於ける今度の選擧に於ける政黨の動向から從政界の伸がある、との噂は分高いことで、聞けば聞く程面白しい、が最近の看板の手前其筋の活動は何時頃かしら

産業を語る と勝名の城石

愈々發賣！

發賣の辭

相馬の玄人、佐藤政藏君が縣會議員と云ふ公職の方から地方の産業、自治體の情勢などを鞫査し又云ふ處から石城郡の名勝と産業を一冊にまとめとして「石城之産業」と題する一冊の本を見るに於んで一面文章に親しむと共に其原稿を一讀するに於て大いに感じたことがあります。（中略）

僕は印刷屋としての立場から、一寸風變りな版地に裝幀を用紙も製本も一齊がツサイおまけ出版することになつたのであり、多少の加除訂正も致しました。だから發行所に申込たし

定價二十五錢　磐城之實業社

募集

炭礦坑夫百名

【シロウトデモヨシ】

石城郡好間村　萩原礦業部

大歡迎！大評判!!!

昭和十年度

平町稅と其人員

本年は特に各方面に渡つて參考となるべく編纂に留意しました何卒一册を御買求の上賦課額を自他とよく御討檢下さい

【頒布實費金二十錢】

平町仲町二十三番地　磐城之實業社　電話五一番

江名町折戸地先埋立地分譲案内

一、埋立免許地

江名町大字江名字折戸地先の公有水面積二萬一千四百九十二坪八合六勺であります（埋立地附近實測圖表）は事務所に御申込あれば直ちに御送り致します

一、埋立の目的

は道路及住宅地工場敷地用に供するものとす

一、第一期埋立

總坪數	一萬二千二百五十一坪四合五勺
内寄附地	一千五百坪
内道路敷	二千一百三十一坪五勺
内護岸敷	三百二十二坪六合
内分譲地	八千二百九十七坪八合

一、第一期分譲地八千二百九十七坪八合の内第一回豫約分譲地は

五千七百五十六坪八合（六八區）分譲區劃圖御希望の方は事務所に申込たし

一、寄附地

は江名町江名漁業組合の共有にして公共用に供す

一、道路

は幅員四間乃至三間にして（コンクリート）の側溝を設け排水を便にす

一、埋立地高

は中之作漁港東側防波堤寄り縣道を基準とし護岸に走向して百二十分の一の勾配となし護岸地點に於て磯岩盤より十四尺八寸五分とす

一、護岸構造

は岩盤に幅二尺三寸深一尺の床堀をなし下幅四尺高三尺五寸の基礎コンクリートを築造し其上部は五分法の土丹間知石積みをなし表面は厚さ一尺の鐵筋コンクリートを施し一平方米に付七噸の波力に充分なる對應力を有するを以て崩潰顛覆の恐れなく尚埋立地上高四尺コンクリート土壁を設け波浪に備ふるため埋立地域内に海水浸入の不安なし

一、風致と防風

護岸には風致と防風の目的を以て植樹をなす

一、金融

銀行より金融の便法あり（詳細は事務所に問合れたし）

一、公課

埋立地は地目の如何を問はず六十年間公課なし（免除）

一、分譲方法

申込順により決定す

一、申込場所

福島縣江名町大字江名字折戸地先埋立事務所

昭和十年九月

江名埋立事務所

※第一期分譲地は既に半數の申込あり希望者は至急申込まれたし※

不明の點は事務所へ御照會あらたし